

○内閣府告示第九十一号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、注視区域及び特別注視区域を次のとおり指定し、令和六年五月十五日から施行する。

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 林 芳正

一 注視区域

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	区域
一	泊発電所	北海道岩内郡共和町、北海道古宇郡泊村
二	青森駐屯地	青森県青森市
三	弘前駐屯地	青森県弘前市
四	八戸駐屯地、八戸貯油施設	青森県八戸市

六十八	小平学校	東京都小平市、東京都国分寺市
六十九	横浜駐屯地	神奈川県横浜市
七十	艦艇装備研究所川崎支所	神奈川県横浜市、神奈川県川崎市
七十一	横浜ノース・ドック	神奈川県横浜市
七十二	鶴見貯油施設	神奈川県横浜市、神奈川県川崎市
七十三	座間駐屯地、キャンプ座間	神奈川県相模原市、神奈川県座間市
七十四	久里浜通信学校、艦艇装備研究所久里浜地区、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市
七十五	武山駐屯地、武山高射教育訓練場、横須賀海軍施設	神奈川県横須賀市、神奈川県三浦市
七十六	観音崎警備所	神奈川県横須賀市
七十七	逸見庁舎、長浦庁舎、横須賀警備隊庁	神奈川県横須賀市、神奈川県逗子市

八十四	敦賀発電所	福井県敦賀市
八十三	鯖江駐屯地	福井県福井市、福井県鯖江市
八十二	志賀原子力発電所	石川県羽咋郡志賀町
八十一	富山駐屯地	富山県砺波市
八十	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市、新潟県刈羽郡刈羽村
七十九	厚木航空基地、厚木海軍飛行場	神奈川県大和市、神奈川県海老名市、神奈川県綾瀬市
七十八	秦野大山通信所	神奈川県秦野市、神奈川県伊勢原市
	横須賀海軍施設、浦郷倉庫地区 設、田浦地区港湾施設、吾妻倉庫地区、 賀病院、第2術科学校、支援船係留施設、 舎、補給倉庫、艦船補給処、自衛隊横須 舎、比与宇弾庫、比与宇施設、船越庁	

百七十八	沖縄島(四)	沖縄県国頭郡国頭村、 沖縄県国頭郡東村
百七十九	沖縄島(五)	沖縄県国頭郡東村
百八十	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、 沖縄県国頭郡宜野座村、 沖縄県国頭郡金武町
百八十一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町
百八十二	伊江島	沖縄県国頭郡伊江村
百八十三	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村
百八十四	八重瀬分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町

二 特別注視区域

前号の表の番号二、五、七、八、十、十一、十四、十六、二十二、二十七、四十一、四十五、六十五、七十三、七十五、九十八、百六、百十一、百十五、百二十三、百二十九、百三十二、百三十三、百四十四、百四十五、百五十四、百五十七、百六十二、百七十一から百七十四まで及び百八十の項に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

備考 右に掲げる区域の行政区画に変更があっても、注視区域及び特別注視区域は、なお従前の例による。